

平成 20 年度第 2 回
情報選定専門委員会の報告

平成20年度第2回情報選定専門委員会の報告

題名	情報源の種類	情報収集の視点			④検討に見合う情報か	⑤総合的な検討の必要性	⑥緊急な情報提供の必要性	分類案
		①健康被害の未然防止	②危害の拡大防止	③正しい情報提供				
1 キノコによる食中毒について	現場情報 (健康安全部食品監視課)	△	○	○	○	○	×	評価委員会で検討すべき情報
2 ハーブに関する情報発信について	文献情報・海外情報	△	△	○	×	/	/	引き続き情報収集 ※1
3 化学物質の食品への移行	現場情報 (健康安全部食品監視課)	△	×	○	×	/	/	事例等を蓄積した上で 検討 ※2

※1 ハーブの過剰摂取による健康被害について十分な科学的根拠が得られていないため、それらを把握した上で改めて検討する。

※2 保管方法と異臭物質の移行について知見が十分に得られているとはいえ、都内において異臭物質の移行に関する苦情は直近の3年間で1件のみであることから、現時点の情報では都民に対し情報提供の必要性はない。

《判定の視点》

- ①健康被害の未然防止の視点: 現在、健康被害は生じていないが、都の実態調査における汚染実態や外国等での健康被害の発生などから、将来、都民への影響が考えられるもの
- ②危害の拡大防止の視点: 以前から危害が知られている、あるいは危害は顕在化していないが健康被害の端緒が見られているもので、迅速かつ的確な対応を図ることにより、被害を最小限にとどめることができる可能性のあるもの
- ③都民への正しい情報提供の視点: リスクの程度や健康影響についての情報が必ずしも十分に得られていないために、都民生活に不安や影響を及ぼすおそれのあるもの
- ④検討に見合う情報か(質・量等): 国や海外等における対応状況や情報源の信頼性等を判断の要素とする。
- ⑤評価委員会で総合的な検討を要する情報か(情報提供の方法の検討を含む。)
- ⑥特に緊急に都民に提供する必要がある情報か。